

25浪産第43号  
平成25年5月22日

東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

## 要求書

浪江町長 馬場 有様



福島県双葉郡浪江町による集団申立て（以下「本件申立て」という。）に先立ち、貴社に対して、以下の要求をいたしますので、平成25年5月末日までに、書面にて回答するよう求めます。

### 要求の趣旨

1. 貴社による、本件申立てに係る浪江町民に対する、月額10万円の精神的損害賠償の支払いを、同申立て後も継続して実施されたい。
2. 本件申立てに係る浪江町民に対し、不利益な取り扱いをしないよう約束されたい。

### 要求の理由

1. 浪江町は、本件申立てにおいて、その町民を代理し、実態に即した適切な被害救済を実現すべく、貴社に対し、精神的損害の賠償として、現在の1人月額10万円の支払いに加え、1人月額25万円を支払うよう請求する予定です。
2. 全ての浪江町民は、貴社による福島第一原発事故により、現在も避難を余儀なくされています。したがって、不法行為は継続しているのであり、本件申立ての有無にかかわらず、貴社は、各町民に対して、精神的損害賠償の支払いを即時に行うべき法的義務を負っています。
3. 1人月額10万円の精神的損害賠償の支払いは、被害救済として不十分です。そのような中、当該賠償すら受けられない事態が生じれば、町民はたちまち次第と困窮に陥り、その精神的苦痛が増すことになります。貴社は、「公正かつ迅速な補償」の要請に応えるべく、直接請求の手続を開始しましたが（平成23年8月5日の貴社コメント）、当該要請は、本件申立て後も何ら変わりありません。
4. 本件申立ては、現在の精神的損害賠償が不十分であるとして、その増額を求めるものですから、既に実施されている精神的損害賠償の支払いを停止させる趣旨は一切合んでいません。
5. 以上の次第から、本件申立て後も、月額10万円の支払いを継続されるよう、また、本件申立てに係る浪江町民に対し、不利益な取り扱いをしないよう要求します。

以上

平成25年5月31日

浪江町長  
馬場 有様



東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直己



### 賠償に関する弊社へのご要求について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、浪江町の皆さん、広く社会の皆さんに大変な迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

さて、貴町よりいただきました平成25年5月22日付要求書について、下記のとおりご回答申し上げます。

記

#### （ご要望）

- 浪江町による集団申立て（以下、「本件申立て」という）に係る浪江町民に対する、月額10万円の精神的損害賠償の支払いを、同申立て後も継続して実施されたい。

#### （ご回答）

原子力損害賠償紛争解決センターへのADRのお申立てをされていても、弊社への所定のご請求を行うことは可能です。ご請求手続をとっていただければ月10万円の精神的損害等に係る賠償金のお支払いはさせていただきます。

#### （ご要望）

- 本件申立てに係る浪江町民に対し、不利益な取り扱いをしないよう約束されたい。

#### （ご回答）

本件申立てを理由にしてお取り扱いを変えることはございません。他の請求者さまと同様に、迅速かつ公正な賠償に取り組んでまいります。

以上

東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

平成25年5月22日

## 要求書

浪江町支援弁護団  
代 表 弁護士 日置 雅晴  
事務局長 弁護士 濱野 泰嘉  
(連絡先)  
東京都新宿区新宿1-26-1 長田屋ビル5階  
TOKYO大樹法律事務所  
TEL:03-3354-9680 FAX:03-3354-3324

福島県双葉郡浪江町による集団申立て（以下「本件申立て」という。）に先立ち、貴社に対して、以下の要求をいたしますので、平成25年5月末日までに、書面にて回答するよう求めます。

### 要求の趣旨

1. 貴社による、本件申立てに係る浪江町民に対する、月額10万円の精神的損害賠償の支払いを、同申立て後も継続して実施されたい。
2. 本件申立てに係る浪江町民に対し、不利益な取り扱いをしないよう約束されたい。

### 要求の理由

1. 浪江町は、本件申立てにおいて、その町民を代理し、実態に即した適切な被害救済を実現すべく、貴社に対し、精神的損害の賠償として、現在の1人月額10万円の支払いに加え、1人月額25万円を支払うよう請求する予定です。
2. 全ての浪江町民は、貴社による福島第一原発事故により、現在も避難を余儀なくされています。したがって、不法行為は継続しているのであり、本件申立ての有無にかかわらず、貴社は、各町民に対して、精神的損害賠償の支払いを即時に行うべき法的義務を負っています。
3. 1人月額10万円の精神的損害賠償の支払いは、被害救済として不十分です。そのような中、当該賠償すら受けられない事態が生じれば、町民はたちまち次第と困窮に陥り、その精神的苦痛が増すことになります。貴社は、「公正かつ迅速な補償」の要請に応えるべく、直接請求の手続を開始しましたが（平成23年8月5日の貴社コメント）、当該要請は、本件申立て後も何ら変わりありません。
4. 本件申立ては、現在の精神的損害賠償が不十分であるとして、その増額を求めるものですから、既に実施されている精神的損害賠償の支払いを停止させる趣旨は一切含んでいません。
5. 以上の次第から、本件申立て後も、月額10万円の支払いを継続されるよう、また、本件申立てに係る浪江町民に対し、不利益な取り扱いをしないよう要求します。

以上

平成25年5月31日

浪江町支援弁護団  
代 表 弁護士 日置 雅晴様  
事務局長 弁護士 濱野 泰嘉様

東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直己様



賠償に関する弊社へのご要求について  
お詫びの申立てをいたしました。お詫びの申立てをいたしました。

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、浪江町の皆さま、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

さて、貴弁護団よりいただきました平成25年5月22日付要求書について、下記のとおりご回答申し上げます。

（ご要望）  
○ 浪江町による集団申立て（以下、「本件申立て」という）に係る浪江町民に対する、月額10万円の精神的損害賠償の支払いを、同申立て後も継続して実施されたい。

（ご回答）  
○ 原子力損害賠償紛争解決センターへのADRのお申立てをされていても、弊社への所定のご請求を行うことは可能です。ご請求手続をとつていただければ月10万円の精神的損害等に係る賠償金のお支払いはさせていただきます。

（ご要望）  
○ 本件申立てに係る浪江町民に対し、不利益な取り扱いをしないよう約束されたい。

（ご回答）  
○ 本件申立てを理由にしてお取り扱いを変えることはございません。他の請求者さまと同様に、迅速かつ公正な賠償に取り組んでまいります。

以上

経済産業省 資源エネルギー庁  
長官 高原一郎 殿

## 要望書

浪江町長 馬場 有

福島県双葉郡浪江町による集団申立て（以下「本件申立て」という。）に先立ち、貴殿に対して、以下の要望をいたします。

### 要望の趣旨

東京電力株式会社（以下「東電」という。）による、本件申立てに係る浪江町民に対する、月額10万円の精神的損害賠償の支払いが同申立て後も継続して実施されるよう、同社を指導されたい。また、本件申立てに係る浪江町民に対し、不利益な取り扱いをしないよう同社を指導されたい。

### 要望の理由

1. 浪江町は、本件申立てにおいて、その町民を代理し、実態に即した適切な被害救済を実現すべく、東電に対し、精神的損害の賠償として、現在の1人月額10万円の支払いに加え、1人月額25万円を支払うよう請求する予定です。
2. 全ての浪江町民は、東電による福島第一原発事故により、現在も避難を余儀なくされています。したがって、不法行為は継続しているのであり、本件申立ての有無にかかわらず、東電は、各町民に対して、精神的損害賠償の支払いを即時に行うべき法的義務を負っています。
3. 1人月額10万円の精神的損害賠償の支払いは、被害救済として不十分です。そのような中、当該賠償すら受けられない事態が生じれば、町民はたちまち欠乏と困窮に陥り、その精神的苦痛が増すことになります。東電は、「公正かつ迅速な補償」の要請に応えるべく、直接請求の手続を開始しましたが（平成23年8月5日の東電コメント）、当該要請は、本件申立て後も何ら変わりありません。
4. 本件申立ては、現在の精神的損害賠償が不十分であるとして、その増額を求めるものですから、既に実施されている精神的損害賠償の支払いを停止させる趣旨は一切含んでいません。
5. 以上の次第から、本件申立て後も、東電による月額10万円の支払いが継続されるよう、また、本件申立てに係る浪江町民に対して不利益な取り扱いをしないよう同社を指導されたく、要望します。

以上

平成25年5月22日

経済産業省 資源エネルギー庁  
長官 高原一郎 殿

## 要望書

浪江町支援弁護団

代表 弁護士 日置雅晴  
事務局長 弁護士 濱野泰嘉  
(連絡先)

東京都新宿区新宿1-26-1 長田屋ビル5階  
TOKYO大樹法律事務所  
TEL:03-3354-9680 FAX:03-3354-3324

福島県双葉郡浪江町による集団申立て（以下「本件申立て」という。）に先立ち、貴殿に対して、以下の要望をいたします。

### 要望の趣旨

東京電力株式会社（以下「東電」という。）による、本件申立てに係る浪江町民に対する、月額10万円の精神的損害賠償の支払いが同申立て後も継続して実施されるよう、同社を指導されたい。また、本件申立てに係る浪江町民に対し、不利益な取り扱いをしないよう同社を指導されたい。

### 要望の理由

1. 浪江町は、本件申立てにおいて、その町民を代理し、実態に即した適切な被害救済を実現すべく、東電に対し、精神的損害の賠償として、現在の1人月額10万円の支払いに加え、1人月額25万円を支払うよう請求する予定です。
2. 全ての浪江町民は、東電による福島第一原発事故により、現在も避難を余儀なくされています。したがって、不法行為は継続しているのであり、本件申立ての有無にかかわらず、東電は、各町民に対して、精神的損害賠償の支払いを即時に行うべき法的義務を負っています。
3. 1人月額10万円の精神的損害賠償の支払いは、被害救済として不十分です。そのような中、当該賠償すら受けられない事態が生じれば、町民はたちまち欠乏と困窮に陥り、その精神的苦痛が増すことになります。東電は、「公正かつ迅速な補償」の要請に応えるべく、直接請求の手続を開始しましたが（平成23年8月5日の東電コメント）、当該要請は、本件申立て後も何ら変わりありません。
4. 本件申立ては、現在の精神的損害賠償が不十分であるとして、その増額を求めるものですから、既に実施されている精神的損害賠償の支払いを停止させる趣旨は一切含んでいません。
5. 以上の次第から、本件申立て後も、東電による月額10万円の支払いが継続されるよう、また、本件申立てに係る浪江町民に対して不利益な取り扱いをしないよう同社を指導されたく、要望します。

以上

平成25年5月31日

文部科学大臣 下村博文 殿  
原子力損害賠償紛争審査会長 能見善久 殿

## 要請書

浪江町支援弁護団  
代表弁護士 日置 雅晴  
事務局長 弁護士 濱野 泰嘉  
(連絡先)  
東京都新宿区新宿1-26-1 長田屋ビル5階  
TOKYO大樹法律事務所  
TEL:03-3354-9680 FAX:03-3354-3324

### 要請の趣旨

- 1 原子力損害賠償紛争審査会は、本件原発事故による被害実態を十分に理解するため、浪江町の被災地調査のみならず、仮設住宅などの避難地調査や、被害者からの直接の意見聴取など、十分な調査を実施されたい。
- 2 原子力損害賠償紛争審査会は、第1項の調査をふまえて、中間指針、特に精神的損害の損害額につき、すみやかに適切な額を増額するよう改定されたい。
- 3 文部科学大臣は、原子力損害賠償紛争審査会を設置し、その委員を任命する権限を有するものとして、原子力損害賠償紛争審査会がその事務を適切に施行するよう指導されたい。

### 要請の理由

- 1 原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）は、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）18条2項2号に基づき、「原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（以下「一般指針」という。）として、平成23年3月11日の東日本大震災を起因とする東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害（以下「本件原子力損害」という。）に関して一般指針を決定・公表しました。その主なものが、審査会が平成23年8月5日に決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）です。

しかしながら、審査会は、原賠法18条2項3号により一般指針（中間指針）を定めるため必要な原子力損害の調査を行うべきところ、中間指針の決定に際して

は、浪江町の被災地や被害者の避難地に赴いて被害状況を調査することなく、また、被害者から直接に意見を聴取することもなく、さらには、浪江町をはじめとする関係市町村の要望を取りまとめたりすることもしませんでした。

すなわち、中間指針、特に精神的損害の損害額については、その決定のために必要な調査を十分にすることなく、決定されたといえます。

- 2 もっとも、中間指針は、可能な限り早期の被害者救済をはかるため、早急に策定しなければならないという事情もあったことでしょう。

そのため、中間指針は、冒頭で、本件原発事故による原子力損害の当面の全体像を示すものであり、また、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意することが必要であるとしています。

ただ、そうであるなら、本件原発事故から2年以上が経過した現時点において、過去から現在にかけて継続する被害の実態を徹底的に調査し、かかる被害実態をふまえて中間指針、特に精神的損害の損害額につき改定を図るのが、審査会の役割であると考えます。

- 3 この度、浪江町は、浪江町民1万1602人を代理し、原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介手続の申立てを行いました。本件原発事故時の住民の過半数が参加したことになります。

被害者は、本件原発事故から2年あまりの避難生活を経ており、その中でいまだ帰還のめどさえつかない地域が広範に存在するなどその被害実態は、中間指針策定時に想定されていた事態よりはるかに深刻なものとなっています。

また、精神的苦痛は、中間指針が定めた「避難等による長期間の精神的苦痛」及び「生活費増加費用」のみならず、被爆による精神的苦痛や地域コミュニティ破壊による精神的苦痛も発生するに至っています。

- 4 審査会は、本年5月12日に、本件原発事故後初めての被災地調査を実施し、来る6月12日には浪江町の被災地調査を実施するとのことですが、本件原発事故による被害実態を十分に理解するため、仮設住宅などの避難地の調査や、被害者からの直接の意見聴取など、審査会自身が十分な調査を実施するよう要請します。

また、審査会は、かかる調査をふまえて、中間指針、特に精神的損害の損害額につき、すみやかに適切な額を増額する方向で改定するよう要請いたします。

さらに、文部科学大臣は、審査会を設置し、その委員を任命する権限を有するものとして、審査会がその事務を適切に施行するよう指導するよう要請いたします。

以上